

# 市税・保険料の納付

## についてお知らせします

教育や福祉の充実、生活環境の整備など、さまざまな事業には皆さんに納めていただく税金などが使われています。住みよいまちづくりのために、納期内の納付にご協力ください。なお、納期限は下表のとおりです。

くわしくは 収税課 ☎(21)5103

### 市税の納付はコンビニエンスストアでもできます

市税などは次の場所で納付できます。なお、市税はコンビニエンスストアでも納付できますので、曜日や時間を気にすることなく、いつでも納付できます。

#### ◆納付場所

- 市の窓口：収税課、各総合支所市民福祉課、各支所・出張所、市民サービスセンター
- 金融機関：足利銀行、筑波銀行、栃木銀行、鹿沼相互信用金庫、中央労働金庫、上都賀農業協同組合、みずほ銀行・ゆうちょ銀行・郵便局（関東地方・山梨県のみ）
- コンビニエンスストア（市税のみ）：イーエム・ピーエム、エブリフン、MMK設置店、くらしハウス、

### 納付には口座振替をご利用ください

市税・保険料の納付を口座振替にすると次の利点があります。

- 納めに行く手間が省けます。
- 自動的に口座から引き落とされるため、納め忘れがありません。

口座振替を利用できる金融機関は、上記納付場所のうち、みずほ銀行を

### ▶平成23年度 市税などの納期限一覧◀

| 税目<br>納期限 | 市県民税<br>(普通徴収) | 固定資産税<br>都市計画税 | 軽自動車税 | 国民健康<br>保険税<br>(普通徴収) | 後期高齢者<br>医療保険料<br>(普通徴収) | 介護保険料<br>(普通徴収) |
|-----------|----------------|----------------|-------|-----------------------|--------------------------|-----------------|
| 5月31日     | 随時             | 1期             | 1期    | 随時                    | 随時                       | 随時              |
| 6月30日     | 1期             |                |       |                       |                          |                 |
| 8月1日      |                | 2期             |       | 1期                    | 1期                       | 1期              |
| 8月31日     | 2期             |                |       | 2期                    | 2期                       | 2期              |
| 9月30日     |                |                |       | 3期                    | 3期                       | 3期              |
| 10月31日    | 3期             |                |       | 4期                    | 4期                       | 4期              |
| 11月30日    |                |                |       | 5期                    | 5期                       | 5期              |
| 12月26日    |                | 3期             |       | 6期                    | 6期                       | 6期              |
| 1月31日     | 4期             |                |       | 7期                    | 7期                       | 7期              |
| 2月29日     |                | 4期             |       | 8期                    | 8期                       | 8期              |
| 4月2日      | 随時<br>(5期)     |                |       | 随時<br>(9期)            | 随時<br>(9期)               | 随時<br>(9期)      |

※最終納期限の後に納税額の更正などがあった場合、「随時」として課税されることがあります。

## 3月25日内閣総理大臣認定

# 日光市中心市街地 活性化基本計画

市では、日光市中心市街地活性化基本計画（以下、基本計画）を策定し、中心市街地の活性化に向けて取り組みます。今回は、この基本計画の概要についてお知らせします。

### 認定基本計画とは？

平成18年に改正された「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、意欲的に中心市街地の活性化に取り組む市町村が、地域の特性を活かしながら、総合的かつ一体的に推進するために作成する計画です。作成後、

内閣総理大臣の認定を受け効力が発生します。

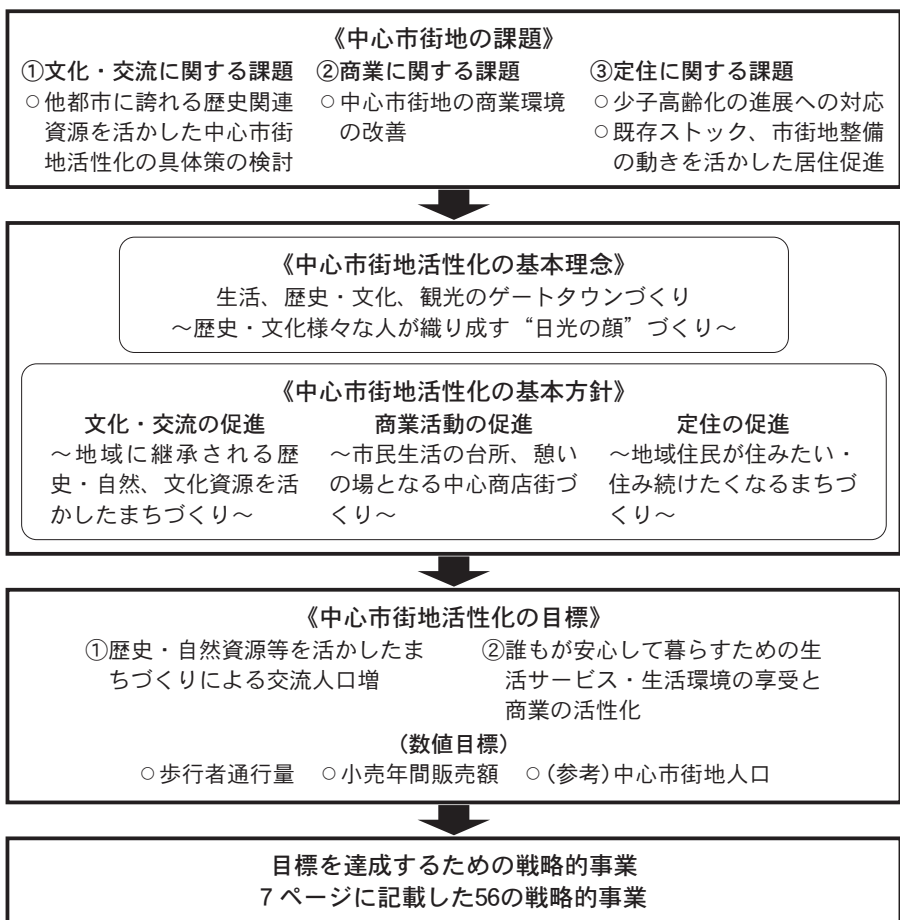
認定されるためには、計画の実行性が高く、地域の実情に合った事業を選択し集中的に行うことにより中心市街地の活性化に効果があると認められなければなりません。

認定された計画に位置づけられた事業の中で、一定の要件を満たす事業については、国の積極的な支援を受けることができます。

### 中心市街地活性化に基本計画が必要な？

中心市街地は、長い歴史の中で商業だけでなく地域の文化や伝統を育み、さまざまな機能を培ってきた「場」です。郊外が、自然の美しさや恵みをまち全体にもたらしてきた

### 基本計画の構成



ように、中心市街地も、コミュニティを支え、ヒト・モノ・情報などの交流によって、まち全体のにぎわいや魅力の源であることが必要です。しかし、市の中心部では少子高齢化が進み、社会情勢の変動などにより、他の地方都市と同様、以前ほどの元気がありません。このまま中心市街地の活力が低下し続けることは、市全体の活力の低下にも大きな影響

を与えることが考えられます。これらの状況を改善し中心市街地を活性化するため、市民や事業者、まちづくり団体、行政などが連携して事業を行い、地域が一体となつて積極的にまちづくりを推進することが必要です。そのため、「生活、歴史・文化、観光のゲートタウンづくり」を基本理念に、基本方針や活性化の目標を掲げ、基本計画を策定し

### 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、地域や職場単位

除く金融機関です。次のものを持参し、上記の納付場所（みずほ銀行と各コンビニエンスストアを除く）でお申し込みください。

持参するもの：口座振替依頼書（市の窓口にあります）、預金通帳、通帳用印鑑、納税通知書（納付書）

で任意に組織されたものです。組合に加入すると、市税などの納付手続（組合員から市税などを集め、市に納めること）を組合が行うので、納期を忘れずに納めることができます。加入方法：すでに設立されている組合へ加入する場合は、その組合の組合長へお申し出ください。新しく組合を設立する場合は収税課への届出が必要です。



国道119号現況写真



中心市街地の区域、事業などを示す計画図

